



2018年9月6日

外航貨物海上保険ご契約者さま

AIG 損害保険株式会社

企業財物・スペシャリティ保険部
海上保険アンダーライティング課

中 小 企 業 保 険 部
企業財物・スペシャリティ保険課
海上・クレジットライン保険グループ

台風 21 号による外航貨物海上保険の事故対応に関して

拝啓 弊社業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の台風 21 号に関連する損害が発生した場合のお手続き及び補償に関して、以下ご案内させていただきます。

敬具

記

損害が発生した場合の連絡先：

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

マリン・ファイナンシャル損害サービス部
グローバルマリンサービスセンター

- MariNetをご利用のお客さまは、MariNet Top Menuの「事故のご報告」メニューより、事故報告をしていただくことができます。
- E-Mailにてご報告いただくこともできます。
aiumarineclm@aig.co.jp
- Open Policy番号またはCertificate番号をお手元にご準備の上、ご連絡の程お願いいたします。

インコタームズ（貿易条件）、特約の付帯状況などにより、補償できるかどうか異なります。まずは上記までご一報くださいますよう、お願い申し上げます。

※03-6848-8380

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

補償に関して：

台風により保険期間内に発生した下表の損害は、協会貨物約款のそれぞれの条件に合わせて補償されます。

海上危険	2009年協会貨物約款		
	ICC(A)条件 ・ICC(AIR)	ICC(B)条件	ICC(C)条件
海・湖・河川の水の船舶・艇・船倉・輸送用具・ コンテナ・保管場所への侵入	○	○	×

特約の付帯状況など、案件ごとに補償内容が異なる場合もございますので、まずはお連絡くださいますようお願い申し上げます。

また、外航貨物海上保険のお支払い対象となるには、保険期間内に事故が発生している事が前提条件になりますので、ご注意ください。

